

トルクメニスタンにおける運転免許手続等

I 運転免許証

1 在留邦人の方

トルクメニスタンで車を運転する場合、当国運転免許への切替えは必要ありませんが、以下の手続が必要です。

なお、トルクメニスタンは運転免許に関するジュネーブ条約に非加盟のため、日本の都道府県公安委員会が交付する国際運転免許証での運転はできません。

(1) 手続に必要な物

- ア 日本の有効な運転免許証
- イ 運転免許証記載事項の翻訳文(ロシア語又はトルクメン語。自己翻訳可)
- ウ 手数料 5マナト(2017年3月現在)

(2) 手続の流れ

ア 上記(1)を持参し、トルクメニスタン政府指定の翻訳機関

- ① 翻訳会社「Dilmag」 Tel:+993 12 93 59 55
- ② 商工会議所翻訳部 Tel:+993 12 94 19 78

のいずれかにて運転免許証記載事項の翻訳文の翻訳証明を受ける。

イ 日本の有効な運転免許証に記載事項の翻訳文及び同翻訳証明を添付することでトルクメニスタン国内での運転が可能。

2 短期渡航者の方

上記1の手続を経ることでトルクメニスタン国内での運転が法的には可能ですが、トルクメニスタンには一般的な概念で言うところのレンタカーが存在しないため、ドライバー付きのチャーター車の利用が一般的です。当国では警察による取締りが非常に厳しく、知人の車等を借りて運転していると盗難車と疑われ長時間拘束される可能性もありますので、トルクメニスタン国内での運転は避けるようにしてください。

II 当国の運転ルール

- 1 基本的な交通ルールは日本と大きく変わりません。信号機及び標識に従った安全運転に心掛けてください。

米国等のような赤色信号時でも右折可といったルールはありません。右折時は前方の信号が青色になってから行きます。ラウンドアバウト型の交差点に進入する場合は自車の左方が優先ですので注意してください。

- 2 当国の信号機は赤色信号から青色に変わる際、一旦黄色信号が点灯しますが、当地のドライバーは青色信号を待つことなく、この黄色信号が点灯した瞬間に一斉に発進するのが一般的です。このため、走行中に前方交差点の信号が黄色に変わりそうな場合には、安全に停止できない場合を除き必ず停止するようにしてください。日本のように黄色信号を無視して交差点に進入することは大変危険です。日本でも黄色信号は「止まれ」ですが、トルクメニスタンではより確実に黄色信号で停止するよう心掛けてください。
- 3 当国では、交差点の隅切り部分や横断歩道の直近にも植樹されているため視認性が悪く、植樹の脇から突然歩行者が横断してくることがあります。また、警察官が車道の中央において交通規制や取締りを行っていますが、夜間であるにも関わらず夜光ベストや停止灯等の資器材を装備していないため発見が遅れたり、深夜早朝に女性が車道を清掃していることもあり、漫然と運転していると大変危険ですので十分注意してください。
- 4 当国では、大統領の移動時等に長時間の道路封鎖が頻繁に発生します。また、特段の理由もなく警察官から停止指示を受け長時間留め置かれることも多いため、時間に余裕を持った行動をお勧めします。
- 5 万が一運転中に交通事故の加害者又は被害者となった場合は、たとえ交差点の中央であっても車を移動せず、衝突したままの状態では交通警察 (Tel38 31 84) に連絡し、到着を待つようにしてください。交通の円滑を図る目的であっても車を衝突地点から移動させることは逃走企図と見なされ処罰の対象となりますので注意してください。
- 6 当国では、歩行者より車優先という考え方が一般的です。横断歩道を渡る際も車は止まりませんので、歩行中も十分注意してください。

III 照会先

在トルクメニスタン日本国大使館

代表: +993 12 47 70 81, 82

領事担当直通: +993 65 71 20 37